

ベケット「外国人に対する刑事裁判権の行使」

飯 田 忠 雄

ここに紹介するベケット (W. E. Beckett) の "The exercise of criminal jurisdiction over foreigners (外国人に対する刑事裁判権が行使)" と題する論文は、一九二五年に *British Year-book of International Law* 第六巻の四四頁から六〇頁にわたって掲載されているものである。この論文の掲載原典は、筆者が調査したところでは、わが国の国営図書館では、京都大学、九州大学および東北大学のそれに所蔵されているに止まるようである。論文の筆者のベケットは、原典所載の紹介によれば、オックスフォードの *All Souls College* の特別研究員で、

マスター・オブ・アーツの学位を有する人である。

外国人に対する刑事裁判権の行使について論じた論文は、今日まで、ベケットの論文以外には見あたらないように思わ

れる。その所論も妥当なものと思われるし、学生諸氏が、この種の問題を理解するには、是非一読しておく必要があると思われるので、次に、この論文を紹介するためにこれをほん訳して引用することとする。

外国人に対する刑事裁判権の行使

W・E・ベケット

外国人に対する刑事裁判権の行使は、カッチェング (Catching) 事件または コスタ・リカ・ベケット (the Costa Rica Pac-ke) 事件のような若干の国際的事件において問題となったものであるといえ、無国籍者にも及ぶ裁判管轄権の範囲について各国がとっている見解が、各国内法令に示されているよ

うに、大きな不一致を生じていることを考慮に入れるならば、このことは概して意外なことではない。何となれば、一方において、起訴者側に権限を付与する国内法典の存在は、決して国際法上の権利の限界を越えて隣国人の憤りを買わねばならない国家のために、口実を提供するものではないし、また他方において、多少の差はあつてもある程度までは一般的に国家の政策の中に具体化されている「権力の分立」(Séparation des pouvoirs)が、行政部を、司法部の職員による国内刑法の正当な執行に干渉する権限のない地位に置いているのが、通例であるからである。

いかなる国家も他国の領域内において主権に基づく行為を実行できないし、また外国の国土に自国の公務員を送つて、そこで犯人を逮捕し、審理し、処罰することは、犯人が如何なる人であろうと、犯人が如何なる行為を行ったものであろうと、なし得ないことであることは、いうまでもなく、一般に承認されている。外国の領域内での降伏文書またはその他の協定文書の適用下において、外国の裁判権を用いることは、純粹に、國際的協定を根拠として、かつ事件の例外的な状態として、なされるのである。国家が外国人を裁判しかつ処罰する権利を有するのは如何なる時期か如何なる犯罪に

対するものであるかは、それがその国境地帯内においてその犯罪を発見するときには、問題は簡單である。この問題は、かような事件における裁判管轄の限界に関するものであり、外国人に対する裁判権の乱用または外国人に対する裁判の否定とは、何の關係もないものである。かような乱用と否定は、外国人を公明にかつ自国人とともに公平無私に処遇すべき國際的義務の墮落である。また、この問題は、外国人を裁判する裁判所がこれらの場合に適用する法には、またその国籍国の法またはその犯罪地の法に払う關心にも、もしくは犯人が他国の裁判所の裁判をうけその犯罪について有罪または無罪とされた事実が訴訟手続に影響を及ぼすことを許容する範圍にも、全く關連がない。No. 115. Item. (一事不再理)の原則は、それが裁判権の乱用もしくは國際礼讓の無視という問題には適切なものであり得ようが、裁判権の有無の問題については、如何なる關係をも有するものではない。

国家の内外においてなされた行為について、国家が自国民の上に行使することを採用する裁判管轄が、いづれかの他国にも關連を有することは、全くあり得ないことである。それ故に、そのことは全く國際法の範圍外である。他方において、

外国人への裁判権の乱用もしくは越権は、各国がその海外にある市民を保護するために有する権利によって主張する権利を有するその国籍国の権利の侵害である。国家の外国人への刑事裁判権の限界は、国際法によって決定せられなければならないことである。

国家がその領域内で犯された刑法についてのあらゆる犯行に対して、外国人を裁判し、かつ処罰する権利を有することは、今日では、一般に承認されかつ受け入れられた国際法の規則である。問題は、これが外国人に対する裁判権の完全な限界であるかどうかである。確かに、航海中の船舶の国籍によって影響を受けない公海における海賊行為の罪によって外国人を処罰することの認められた権利（およびそれは時には国際的義務といわれている）がある。しかしながら、海賊行為の罪は、いかなる政治的団体の権限をも与えられずに犯された暴力行為に属するものである。また海賊は、"Hostes humani generis"（人類の敵）であり、かつ海賊はその行為によって自からどの国の保護をも受けることがないものとなっている、といわれているのである。海賊行為はかような例外的根拠に立っているものであるから、刑事裁判権一般の問題に如何なる光明をも投ずるものでない。⁽¹⁾ 国家の裁判権は、国

ベケット「外国人に対する刑事裁判権の行使」(飯田)

際法によって、国家の領域において犯された犯罪に限定されているとする見解は、「厳密な領域説」(the strict territorial theory)と呼ぶことができるであろうし、またイギリス帝国およびアメリカ合衆国など大國間において支持されている。この原則を守るために、アメリカ合衆国は、前世紀の末期に、メキシコ共和国と衝突するに至り、ここに取り上げる主要判例すなわちカッティング事件⁽²⁾(the case of Cutting)の判例を出すに至った。

この判例は、両当事者がその立場を固執したというに止まって、何ら決定的なものではなかったし、またその事件は、仲裁裁決もなく、終ってしまった。関心の要点は、メキシコがその刑法第一八条によって、国際法に違反する裁判管轄権を横取りしていたかどうかにあった。メキシコの裁判所は、同国刑法の条項によって、次の場合に該当するのを条件として、外国人により外国においてメキシコ人に対して犯された刑事犯罪に関して、裁判権を与えられていた。

- (イ) 共和国内(メキシコ国内)で逮捕された被告人
- (ロ) 犯罪行為国において裁判されなかった被告人
- (ハ) 違法行為がなされた所在地法により犯罪となる行為
- (ニ) 犯罪でありかつメキシコの法令による長拘留(arresto

mayor)よりも重い刑罰を受ける行為

ベイヤーデ(Bayard)氏は、厳格な領域主義は、国際法によつて認容されたことであると論じた。多くの学者(3)大部分はイギリスおよびアメリカの)およびこれら二強国の慣例は、彼の主張を支持する。メキシコのエム・マリスカル外相は、諸国の慣例は、それらの諸国の刑法典によつて証明されるように、一様ではなく、かつ国際法学者の意見も一致したものではないし、それ故にまた、メキシコ国により要求された裁判権が国際法に違反するものであるということは支持し難いものであるということをも、根拠とした。論争がなされた時期において、ギリシヤおよびロシアがその国の法典中に、メキシコによつて主張されたと同じ種類の裁判権を付与されている諸条項を有していたことは、事実であった。このとき以来、ブラジルおよび中国(6)の両国が、同様の効力について権能があるとした。イタリヤは、国外にあるイタリヤ人に対する犯罪について、その法典中に多少類似の条項を有しているが、しかし、この裁判権は、予備的または臨時的の裁判権として考慮されているように思われる。というのは、それは、国境から三マイル以内において犯された犯罪の場合以外は、外国犯罪人の引渡の要求を犯罪地国に対して行ないそれが拒否され

たときに限つて行使されると、規定されているものだからである。(8)

ノルウェーとスエーデンは、類似の条項を有しているが、もし必要とあれば、厳格な領域主義に固執しており、かつおそらくはそこにおいて主張されている国際法による正当な裁判権について、何ら特別の確信を必要としない各国政府との争いを避けるべき機能を政府に付与するという予防手段を、訴訟手続に対する行政部の同意に委ねている。これらの実例とは別に、M・マリスカルは、諸国の刑法典が厳格な領域説からたもとを分つたという他の例を引用することができた。

かくして、オーストリア(9)、ハンガリア(10)、イタリヤおよびアルゼンチンは、外国犯罪人の引渡を領域内裁判権を有する国家に請求したがそれを拒絶されたことを条件として、犯人が自国に入国する場合に、国外で外国人によつて犯された犯罪(軽罪ではなく重罪)を、その国の国民に対する犯罪か否かにかかわらず、それらの国の裁判所によつて裁判に附られるべきものとしている。ただこの場合、ハンガリヤの場合には、司法部長官の允可がなければ、訴訟手続をとり得ないものとされているが。このような諸条項は、*locus delicti commissi* (犯罪地)の裁判所が固有の法廷であり、かつ第一次の裁判

権を有するのであるが、裁判権を有しかつ積極的に裁判をする裁判所がないとの理由で、犯人が処罰をまぬがれたままでいることは許されてはならないという、高度な道徳的基盤に由来するものである。

さらに、フランス⁽¹³⁾、ドイツ⁽¹⁴⁾、オーストリア、ベルギー、オランダ、ハンガリア、イタリヤ、ノルウェー、ロシア、スエーデン、ギリシヤ、ブラジル、イスパニア、スイス、日本およびチリは、すべて、国家の安全または財政上の信用に対する国外犯罪を根拠に外国人を処罰する機能を、それらの国の裁判所に付与する諸規定を有する。これらの規定は、これらの諸国のうちの大部分の国の法典に秘められている厳格な領域裁判権の一般原則に対する例外として、現われている。グレート・ブリテン、アメリカ合衆国、デンマークおよびポルトガルは、領域説 (territorial theory) を正確に固持している。

学説としては、イスパニア人リクエルメ⁽¹⁵⁾ (Riquelme) は、カッティング事件においてメキシコによって主張された裁判権を支持する見解を表明したし、またフォーシール (Fauchier) は、それに賛成しているようにも思われる。ウールセイ (Woolsey) は、刑事裁判権を支配する原則としての領域主義

を排斥した。しかるに、その問題に関する論議⁽¹⁶⁾について再度役目を委ねられた国際法協会 (Institute of International Law) は、領域主義を採用したけれども、事ある毎に、国家の安全および財政上の信用に対する犯罪を一般規則の除外例とするとの決議⁽¹⁷⁾、それは多くの大陸の国際法学者によって保持されている見解であるが、を通過させた。

今日では、国際法の規則もしくはその規則の除外例は、国際社会のすべての構成員の一般的合意によって作られ得るにすぎない。そして、このような明白な見解の争いにおける致命的な問題は、「拳証責任は何人にあるか」、「国際間の一般的合意が外国人に及ぼされる裁判権を主張する側にあるか、それを否定する側にあるかを、何人が示さねばならないか」にある。この立場において言えは、そこにおける唯一の可能な答——「裁判管轄権を主張する者」という答があるにすぎないように思われる。これに反対する答は、次の問題すなわち、外国人に及ぶ国家の裁判管轄権に国際法による限界がないであろうか——さらに、或る程度のこれはそうでない⁽¹⁸⁾と主張すべき意見の十分な一致があるか——あるいは、諸国家がその共通の同意によって歴史上のある時期におけるある事件において放棄した制限されない権利を、過去に有したかどうか

かという問題を包含するのが常であった。単なる権利不行使による権利の放棄を立証することは、常に困難なことである。またこの場合において、国家の刑事制度の相違からみてそこに、今日いくらかの国家が明らかに主張もしない或種の裁判管轄権を見出すことは、困難であるであらう。この種の見解は、ある種の犯罪について共通の寛容さを見出すためには、どの時点において、諸国家の慣例が顧みられていなければならぬかを決定するにあたって、極めて打破し難い困難を包含しているものなのである。それは、なお一そう非歴史的である。あらゆる法令の歴史は、法の全く個人的な概念作用をもって始まる。何人もそれ自身の種族、都市または階級の法令が賦与した権利と義務のみを有したし、また、いづれかの他国の法令によって裁判されるべきものではなかった。ローマ帝国が知られた世界のはてまで発展したことによって、あらゆる実際のな重要さに関する考え方が、破壊されたというよりはむしろ失しなわれてしまったのである。だがそれは、中世に、封建制度が、あらゆる人を、その人が受けた保護に対する見返りとして君主に対する忠誠義務を負った、その君主の裁判権に従わせたことにより、威力を十分發揮して復活した。裁判権は、その当時には、忠誠の上に認められた。し

ばしば外国領土にあらわれた商業従事者、それは外交使節や軍隊を除けば唯一の海外行動者であるが、(彼らはその当時にいづれの国家的な裁判権からの免除をも保持していた)は、一つの階級として、商人に固有の商人自身の法令と裁判所を有していた。商業従事者がおとづれた場所の地方的な法令または裁判所が彼らに適用されたであらうと仮定することは、その時代の思想の全傾向に反することであった。中世の後半における東方地域の執政官の裁判権は、その自国人に及ぶ民事・刑事の事件について完全な機能を保持したものであるが、それは、西方地域においても商業従事者に対しても採用された。そして、使節は、自分が信任状を与えられた国で犯罪を犯した自国の臣民を、死刑に処する権限を行使した。⁽²⁰⁾ 領域を基盤とする近代国家の発達は、外国の土地における裁判権の行使を廃して、外国人をその居住地を領域とする国家の裁判権に服させるに至った。裁判権の淵源としての忠誠の理論は取り残されて、国民であることが忠誠の淵源になった。居住外国人に及ぼされる裁判権は、彼らが居住するということを理由として、すなわち国家が外国人にその国土に来ることを許したという国家から受けた一時的な保護の返礼として外国人は一時的忠誠の義務を負うものであるという根拠

に基いて、古くからの教義に適合するものとされた。この理論は、疑いもなく歴史の問題としては正しいし、また国際法によっても認められてきた。歴史は、外国人に及んでゐる裁判権が国家の理論において本来の固有のものではなくて、諸国民の同意によつて、後に認められたものであることの、充分な確証である。

裁判権の唯一の淵源としての忠誠(恒久的または一時的の)の理論は、多くの英米兩國の学者によつて今日もなお主張されてゐるが、それにしては、グレート・ブリテンおよびアメリカは、自国民の国外犯に対する処罰については、多くの他國よりも一少しい権限を行使してゐるのである。しかしながら、この理論によつて正当化され得ない裁判管轄の権能についての、かように大きくかつ有力な一団による臆説は、裁判権の合法的行使が国際間の共通の合意に基いていなければならぬという見解から離れることなく、英米二國をも含めて、近代的發展が、近代的慣例の準拠として今日陳腐なものとして廃棄されなければならない理論を完全に克服し得なかつたかどうかを、考察すべき研究を必要とするのである。従来、厳密な領域説を叙述するにあたり、どちらの意味にもとれる語句「それらの領域内で犯された犯罪」(offences committed within their territory)が使用されてきた。この語句は、事件の二つの全く異なつた類型を包含するであらう。

(イ) 國境の内側に物理的に存在する人が、所在國の法令により刑事犯罪とされる行為を犯す場合。

(ロ) 領域内には入ることなく、國家の内部に有害な結果を惹起する行為を犯す場合。

國境地帯を横切つて発砲することは、第二の類型の場合の最も單純かつ明白な例にすぎない。爆弾とか偽造証書類は郵送しうるし、その有害な結果は、別國に滞在する犯人によつて支配された代理人(恐らくは全く罪のない)によつて惹起されうるであらう。それはそうとして、國境地帯を通過して入國したことの無い外國人は、確かにその國の法令による如何なる保護をも全く受けなかつたし、全く「一時的の臣下」(subditus temporarius)でもなかつたのだから、如何なる忠誠の義務も負わない。それ故に、もし忠誠説が裁判権の準拠であるならば、その外國人がその策動の結果をみるために、次の船で渡航して入國しても、このような犯罪のために裁判にかけることはできないのである。

グレート・ブリテンもアメリカ合衆國も、どちらもこれを許容しない。英米兩國は、外國人が外國に在住する間に犯し

た犯罪で、犯人が意図する結果を右の兩國の領域内で惹起する者に及ぶ裁判権を行使すべき他の諸國の權利を、仮定しかつ承認している。裁判権の基礎としての忠誠は、実際には、これらの諸國によつてさえ放棄された。

ホール(Hall)の所説⁽²⁵⁾、「しかし、後者(すなわち外人)に及ぶ裁判権が彼らの存在の結果として創設されるとき、それは彼らの入國をもつて始まり、かつ彼らの出國をもつて終る・・・それは、その行為をする人々が領土内にある間に既遂となつた、少なくとも着手された行為に關して、行使し得るものであるにすぎない」は、いずれの國家の慣例とも符合しない。

ジョン・バセット・ムーア(John Bassett Moore)は、カッティング事件⁽²⁶⁾に關して彼が作成した覚書において、(次のように)述べている。

「而して、一國が固有の規定を適用して、有体的に国外にある人々によつて自國の領域内において犯された犯罪を処罰し得ることもまた、是認しうることである。一國の領域内において、他國の国内にある人によつて犯された犯罪の場合においては、同一権限の裁判管轄権があり、前者の國家は、行為の所在を理由として、後者は、行為者の所在を理由として、

裁判管轄権を有することは、眞実である。」

彼は、この裁判管轄権は、あらゆる國の法律によつて承認されてい⁽²⁷⁾ると、述べている。彼は、領域裁判権(territorial jurisdiction)について二つのタイプがあるとして、二つの例を記述しており、前者を客觀的領域裁判権(Objective territorial jurisdiction)、後者を主觀的領域裁判権(Subjective territorial jurisdiction)と呼んでいる。主觀的領域裁判権は、イギリスの刑法において、またその他のほとんどの國の規定においてもまた、何らかの証拠となる明白な行為がその領域内でなされている場合に、認められるように思われる。ただアメリカの判例は、客觀說に賛成して主觀的領域裁判権を排除する傾向があつたように思われるのであるが。

厳密な領域主義の擁護者による客觀說の承認の重要性は、國際法の観点からは、ほとんど過大評価されていない。これらの諸國によつて採用された見解と、大陸諸國によつて採用された見解との間の事点の多くの場合を調和させることは、役立つことであらう。

このような裁判権の眞のよりどころは何であるか。忠誠說が役に立たないことは、觀察してきたところである。その眞のよりどころは、自衛権(self defence)を根拠として求め得

られるにちがいないと思われる。その国境内においてその直接の結果として有害な結果を惹起するものはすべて、保存することがどの国にとってもレゾーデートル (raison d'être) (存在の理由) である社会秩序に対する打撃である。M・モリス・トラベールは、彼の大へん充実しかつ光輝を放つ作品 *Le Droit Pénal International* (国際刑法) において、すべての刑事裁判権の根本主義として、これを採用している。

「我々にとっては、刑法の唯一の根拠は、防衛の、換言すれば社会保護の理念である。」(Pour nous, la base unique du droit pénal est l'idée de défense ou de protection sociale.) それによって、トラベールは、彼の全体系を樹立する。彼の作品は、最も開化された国家の慣例についての充分かつ豊富な調査と比較を含んでいるが、彼の結論は、主として、第一原理からの論理的論証に求められるものであり、また、何であるかよりも、むしろ何であらねばならないかを表現している。それらの観点は、国際法学者のというよりもむしろ理論家のそれであり、それ故、それらは、その問題に関する研究にあたって特に周到な留意をする価値があるとはいえ、必ずしも国際法の現存状態との調和におけるように、取り扱かわれることはできない。トラベールは、次のように、異なった法体系に

ベケット「外国人に対する刑事裁判権の行使」(飯田)

おける刑事裁判権についての学説を維持する種々の根拠を分類している。⁽³³⁾

- (1) 犯罪の場所による (領域説)。
- (2) 起訴された行為の性質による。
- (3) 被害者の国籍による (消極的国籍説)。
- (4) 加害者の国籍による (積極的国籍説)。
- (5) 刑法に規定する事態の国土上の行為についての犯人が存在することによる (世界主義説)。

第一の根拠については、それ以上述べることがは、不必要である。それは、基本的なものとして要求されている原理によって明らかに正当化されている。それは、外国人に及んでいる裁判権の唯一の根拠であり、国際社会の少くとも四メンバーによって、また先例に関する多くの著作者によって、認められたところである。

第二は、裁判権が「外国で外国人によって遂行される国家の安全または信用を侵害する犯罪」(crimes portant atteinte à la sûreté ou au crédit de l'Etat consommés par des étrangers a l'étranger) を処罪することを、多数の諸国家によって主張される根拠である。

このような犯罪は、例外的なかつ独特の方法で、あらゆる

それらの法典の中で、取り扱がわれている。それが厳格な領域主義の一般規則への除外例として、国際法における承認を確立したことを充分に主張し得る慣例は、実に普遍的なものである。この故に、アメリカの著述家ウォートン (Warton) は、一八八五年に「外国においてであろうとも、自国の有価証券を偽造することを、外国人にとつての刑事犯罪とする制定法を、通過しなかつた文明国は存在しない」と、不正確ではあるが、主張された裁判権の正当性についての彼の見解の強い証拠である所説を、述べた。国際法によつて認められた除外例として、この様式の裁判権を容認することの容易ならぬ困難さは、種々の法典の調査によつて、明白である。これらの項目の下で犯罪とされた行為の類型と数とは、実に種々雑多である。国家の元首の生命に対する陰謀、憲法に対して誘発された革命、郵便を通じての偽造流通紙幣の流布は、單純な実例であつて、論議するまでもないこととされている。しかし、国家は、その安全もしくは信用を危険に陥らせることについての審判者である。国家は、アヘンまたは賭博または無神論文学が国家の安全に対する脅威であり、またはその流通についての思想が国家の信用に対する「脅威である」という考え方を選ぶことができる。その問題は、同時に、領域

裁判権の客観説が、このような犯罪を全く除外例として取り扱かうことを、不必要ならしめないかどうかを、思い起させる。国家の安全または信用に脅威を与えるあらゆる行為は、領域内において、その結果もしくはその行為のうちのなんらかを発生する行為であつてはならないのか。もしそれでいいのならば争いはない。処罪する権利は、議論の余地がない。答は、これは実に多くの事件においてそうであり、また、この点における上述のグレート・ブリテンとフランスの慣例との間の差異が、一見したところでは、それが目につくほど広いものではない、ほとんどないということである。国家の安全または信用に対するすべての最も重大な危険は、この方法で処理されている。それにもかかわらず、若干のものは、領域主義の中に導入し得ないものである。例えば、国境を越えるアヘンまたは禁制文学の現行の密輸者は、その活動範囲が密輸者に国境地帯を通過させるものではないのであるが、裁判管轄権に関するいづれかの見解の下で、その者を処罪しうるようにするのが通例であつた。偽造・変造の紙幣 (Treasury Note) をイングラントに持ち込む偽造者も同様であろう。しかしながら、ある人がその行為をしたということ、すなわち船上の個室に僅少のアヘンを置いて三マイルきつかりの線の

外側において各人に販売したのは何者であるか、また何者がモンテカルロ銀行において交換するために偽造・変造の紙幣をまき散らしたのか、また購入者による撤布の目的で無神論もしくは無政府主義者の文学をスイスにおいて書きまたは公表したのは何者か、を述べることは、不可能なのが常である。有害な結果はその国境内において経験され、刑事被告人たる外国人の行為がいろいろの点からみてその原因であった、という単なる事実、その者に及ぶ裁判権を、ある国家に付与するのには必ずしも役立たないであろう。これらの有害な結果は、法的意味において、その者の犯罪行為の直接の結果であるにちがいない。フランスの法典の七六または七七、八四—五の各条を適用して裁判することができるものとされるあらゆる行為を、領域主義の範囲内に持ち込むことは、不可能である。

客観的領域説を越えて行くこれらの場合においては、外国人に及ぶ裁判権は、国際法によって認められないと思われる。かような根拠についての争いは、多くの法典が、フランスのそのように、このような条項の下における起訴は、行政部の発議によってのみなされなければならないと規定しているから、恐らくはほとんど起りそうもないことである。

ペケット「外国人に対する刑事裁判権の行使」(飯田)

この種の場合を離れる前に、公海における海賊行為は、それに及ぶ裁判権がその行為自体の性質のために認められる犯罪の範疇の中に入れられるということが、十分に注目されなければならぬことであろう。

M・トラベールの分類における第三の根拠——国民に対する侵害——は、われわれがみたように、メキシコ、ブラジル、ギリシャ、ロシア、ノルウェー、スウェーデンおよびイタリアの法典において、採用された。国家がその国外にある市民を保護する権利を有すること、および、もし領域国家(territorial state)が加害者を処罪することをなおざりにしたか、またはできなかった場合には、国籍国家(national state)がその権力内に犯人がはいってきたときに限って、そうする権利を有することは、論証によって支持されている。かような裁判権には、多くの理論上の反対がある。第一に、彼ら(国外にある市民)の国籍国家の社会秩序は、その国境内で何らの結果をも惹起していないのだから、彼ら(国外にある市民)に対して犯された犯罪によって侵害されていない。第二に、その人自からの職業に基いて外国に入国する人は、その人が一時的にその社会の一構成要素を形成する外国の保護の下に自らを置き、かつその保護に信頼し、適切な力をもつ法律上の

仕組が偏頗なく用いられるべきであることを主張すべき、国籍国家の権利に常に委ねなければならない。もし犯人がその国籍国の領域に逃亡するときは、外国犯人の引渡により、その犯罪が社会秩序を侵害した場所であり、かつその犯人が法令により裁判されなければならない場所に、その犯人を移送することができる。裁判権に対するこの要求が国際的許容を得ることができなかったことは、認められなければならない。

第四の根拠は、前述したように、国際法に関係はない。

第五の根拠は、オーストリア、ハンガリア、イタリアおよびアルゼンチンの法典において採用されている。それらの各々の法典において、この裁判権は、本質的に附随的なものとして現れている。領域国家の第一次的権利は認められている。外国犯人の引渡は、請求されたが拒否されているを要する。

ハンガリアにおいては、それはまた自由裁量である。ホール(Hall)は、かような請求に対する拒絶は、裁判権の行使についての承諾と同意義であり、その行使は、その後には、権利としてのそのような裁判権の形をとらないものである、と述べている。しかしながら、外国犯人引渡の請求を拒絶する国家は、それに反対する犯罪者の国籍国家でないかもしれない。処罰されない犯罪者の存在は、それ自体が社会秩序に対

する威嚇であるという根拠に基づく自衛の原理によって、この裁判権を正当化することは、時々試みられている。もし、それがそうであるならば、追放は、適当な救済策であるであろう。⁽⁴⁰⁾

これらの規定の諸根拠にある目的は、疑もなく高くかつ理想主義的であり、また、疑もなく、この裁判権が置かれている精確に附随する地位は、それを毎度のことの国際紛争の原因たらしめることはないであろう。一般的同意が、外国人に及ぶ刑事裁判権の行使のために必要であるとするならば、国際法によって正当化されているとは、今までのところ、厳密には言い得ない。

もし刑事裁判権の根拠が国家の社会秩序の防衛であるとするならば、その場合、事件が完全にその裁判管轄権内に含まれるならば、犯人がその犯行行為の際にいた場所の法令により、犯罪が刑罰に相当するものであったかどうかを問うことは、その裁判所にとって必要でないという帰結になるように思われる。ある国家自体の刑法は、その社会秩序を危険に陥れることについての国家自体の見解の表現であり、国家自体を保護するに必要缺くべからざる法令に関する他国の諸概念は、時にはそれを考慮する必要があると思われるであろうが、

適切なものではない。

これは誤った見解であると思われる。同時発生⁽⁴³⁾の裁判管轄権があるという同じ理論によれば、有罪判決もしくは無罪放免という外国の裁判は、同様に不適當と思われもしよう。それにも拘らず、合法的な裁判管轄権を有する外国裁判所の裁判は、明らかに法によるのでないならば、国際礼讓の規則によるその終局的結論として、一般的に考慮されている⁽⁴⁴⁾。

この問題を終るまえに考慮の価値ある、コスタ・リカ・パケット号事件において争点となった一つの他の問題がある。国家は、その危険に対して外国人に及ぼされる裁判権を行使するか。

カーペンターは、彼がオランダの領水内で犯罪を犯したという理由によつて、逮捕されて、裁判が係属中の数週間投獄された。もし何かが犯されたとするならば、犯罪は公海において犯されたにちがいないということが立証された。彼は、釈放された。審判者であつた著名な国際法学者の判決は、この点について確定していないが、それは、彼が、オランダの裁判所が実際には全くその者を留置するための理由のある根拠を有しないこと⁽⁴⁵⁾、すなわちそのやり方が、国際法により要求された能力または公平の標準より以下に落ちたことを判決

ベケット「外国人に対する刑事裁判権の行使」(飯田)

し、かつそれを理由として、オランダに賠償を払うことを宣告したからである。もし裁判所が、その裁判権の存在根拠となる事実についての無理からぬ誤りに基いて裁判権があると主張するならば、如何なる国際的犯罪もなされないということとを、先例もないのに、釈明として賭けてみるのが常であると思われる。もしそれが法(これは国際法を意味する)の錯誤に基く行動であるならば、賠償を求めらる事件が発生する。

(1) 海賊行為は、慣習によつて一定の他の犯罪が同じ地位に置かれたとはいへ、各国のコモンローによつて、このカテゴリーの中に弧立している。

(2) ムーフ、国際法摘要、二卷 (Moore, *International Law Digest*, Vol. 11.) §201 を合衆国の競争によつて、また、合衆国の外国関係 (the Foreign Relations of the U. S.) (一八八八年)、二卷、一一四頁以下は、メキシコ事件について、参照せよ。外国人に及ぶ裁判権に関して諸国の慣習を分析する、メキシコ政府に送られたジョン・バセット・ムーフの覚え書は、ムーフ、上記引用文中、§222 の中で短縮された形で印刷されている。

リオ・グランデ河の長さは、テキサス州とメキシコ共和国のチウアウア州との間の境界を形成する。テキサスの側にエル・パソ・デル・ノーテ (El Paso del Norte) の町がある。エル・パソ・デル・ノーテにおいて時に断続的に住むアメリカ市民リチャード・カッティングは、その町のメキシコ市民ニミグディオ・メディナと喧嘩口輪

した。彼は、エル・パソ・デル・ノーテにおいて、メディナに重大な非難を投げつけるステートメントを公表し、それに続いてメキシコ裁判所においてカッティングが撤回および謝罪を發表することを余儀なくせられる経過をたどった訴訟手続（それは市民の身分に附随するものであったと思われるものである）がとられた。彼は、それからほとんど同時に一八八六年六月一日に、国境の他の側におけるエル・パソの新聞に、彼の謝罪を拒絶し、かつメディナに対する新しい告訴をする他のステートメントを、發表した。六月二二日に、エル・パソ・デル・ノーテにおいて、彼は、六月一日の公表に基づいた名誉毀損文書誹毀罪の罪名によるメディナの訴で逮捕されて、投獄された。彼の釈放が合衆国の領事によって、メキシコの裁判所は合衆国国民によるテキサスの新聞での公表に関して裁判権を有しないという根拠に基いて、要求された。その後、罪名は改められて、次の三個の代りの根拠による名誉毀損文書誹毀罪について、裁判されて有罪の宣告をされた。

一、エル・パソ・デル・ノーテにおけるテキサス新聞の発行部数。
二、先の訴訟手続における訴因であったエル・パソ・デル・ノーテにおける以前の發表。
三、メキシコ刑法典一八六条の適用されるテキサス新聞における發表。

ワシントンの國務省は、その事件を取りあげて、裁判管轄権の欠缺を理由とする上訴がチウアウアの最高裁判所に提起された。カッティングは、その経過中にメディナが訴訟手続を放棄したので、係属中の取調から釈放された。しかしながら、その事件は二年の間、ワシントンおよびメキシコ市の間の寛書の交換の主因であった。ペーヤード氏は、カッティングの投獄の理由で賠償の支払を要求し、メ

キシコ刑法典の改正は、国際法に違反しかつ将来の争いの起りうる原因であるとした。彼は、有罪の判決がそれに基いたと思われた最初の二つの根拠を、全く本来の論告には含まれていなかったものであり、かつ単なる後知慧であるとして無視した。そしてアメリカ国民に及ぼされる裁判権についてのその他の点で道理に合わない仮定を正当化する企図を捜し、かつ法典の一八六条に彼の攻撃を集中した。メキシコ外務長官M. マリスカスは、その回答の中で、賠償の要求に対する抗弁として代りの根拠の最初の二つを頼みにしてはいるけれども、また国際法によるその有効性を取りあげようと努めた第一八六条とも、主として関連していた。彼は、二つの都市がびつたりと連続しているという見方から、テキサス新聞における公表は避け難く、かつカッティングがそこにいることを考慮に入れれば、どこかほかのところよりもむしろ混乱の惹起を意図されたと思われるエル・パソ・デル・ノーテ市において故意にその結果を発生させたという主張を、決してとらなかつた。

(c) 例えば、Hall (八版) § 10 および § 67; Oppenheim (三版) 一巻' § 147' p.240' Phillimore: International Law (三版) 一巻 pp. 454-8 Westlake: International Law, 一巻 p. 251; Moore, 前掲 § 202; Heffer: Le Droit Int. de l'Europe (四版) p. 85 § 36; Wheaton, 八版 (Dana) § 113 (p.179); D. I. の改訂版 (一〇巻五六八頁にあるアルベリク・ロリン (alberic Rolin) カッティング事件についての論文において、この著述家は、強く厳密な領域説を支持している。
(4) イギリスの慣例は、一八九四年の商業航海条例の六八七条に含まれた幾分奇異な規定を除いては、一般的に厳密な領域主義と一致する。「犯罪が犯されているときに、いずれかのイギリス船中であり、

または三カ月以内、前もって雇傭されてきた、いずれかの船長、海員、または見習者によって、帝国領土の浜辺またはその沿岸海域かのいずれか一方の場所において犯された財産または人に対するあらゆる犯罪は、同じ性質の犯罪であると思われるであらう。等々・・・そして、あたかもこれらの犯罪がイギリスの海事裁判所の裁判管轄権内において犯されたかの如くに、同じ方法でかつ同じ裁判所によって裁判される・・・」オランダによって、国際的に論議するようになることができる行為の間として、*Studies in International Law* が引用された。」

合衆国の慣例は、(1) 国対マックローン事件およびタイラー対ビール号事件(下記の二六六頁注(23)をみよ)におけるその裁判所の判決は、はるかにそれを広げすぎる企図である、かまたは、(2) 一八五六年の制定法の § 5 (修正制定法、§ 176) (犯人の国籍の別なく合衆国裁判所によって罰せられる海外にある士官達に合衆国の領事によってとられた命令について、宣誓にあたりまたは証拠物件について偽証すること) は、それ以外に及ぶ。しかしながら、かような虚偽の証拠は、その裁判所に対して要求される。かつ制定法がおそらくはその根拠に基いて正当化される合衆国において、若干のその効力を、それぞれの場合に、生ずるに違いない。

(5) 一九一一年、六月三日の法律第二四一六号、一四条：「ブラジル人に対する犯罪を外国領土において犯したブラジル人および外国人を、ブラジルにおいて起訴し、かつ裁判することができ、犯罪人は、ブラジルの法律によって、二年以下の禁固刑に処する。犯罪人引渡が許される場合には、それが犯罪が行なわれた場所を領有する国家によって請求されないときは、ブラジル人または外国人に対する訴訟は、内務省からの申請に基づくかまたは被害者の訴

ベケット「外国人に対する刑事裁判権の行使」(飯田)

えに基づくのでなければ提起されない。」(トラベール、国際刑法 (Travers, *Le Droit Int. Pénal*) 一卷、五三八頁からの引用)

(6) 中華民国刑法典第五條。それは、その他のいずれかよりも更に進んでいる。

(7) イタリヤ法典、六条(1)。

(8) ノールウェー法典。二二条。その法典の二二条(3)は、海外で犯された一定の犯罪に及んでいるその裁判所の裁判権を、国民としてノールウェーに住居を定めた人々に及ぼしていることに注目すべきである。コッアの事件およびそれについての国際法学者の批評は、かような裁判権が論争されるらしいことを示すものとして、引用しうるであらう。

(9) オーストリア刑法典、三九条および四〇条：「前の条項の中において指示された以外の犯罪(すなわち、国家の安全と信用に対する)を、外国において犯す外国人は、オーストリアに入国したときに常に逮捕されなければならない、かつ犯罪が犯された国家によるその犯罪人引渡に対して、直ちに従わなければならない。たとえ外国がそれを命ずることを拒絶するに至るといえども、それは、現在の刑法典による規定に基づく根本方針として、外国人犯人に対する方法であらねばならない。」(トラベール、前掲五六七頁からの引用)。

(10) ハンガリー刑法典、九条および二六条。

(11) イタリヤ刑法典、六条。

(12) アルゼンチン、一八八五年四月二五日の法律 (*La Loi du 25 avril 1885*) 第五條。

(13) フランスの見解は、*Journal du Palais*, 1873, pp. 299以下において報告され、かつムーア (Moore) によって要約され、その要約が引用されているフォーナーダジ事件 (Fornage) における最高裁判所

(一六三) 一六三

(Cour de Cassation) の判決によって、十分に説明されている。レーモード・フォナーグ (Raymond Fongse) は、窃盗罪のために、シャンベリーにおいて、検事局 (裁判所の弾劾部 *Chambre des mises en accusation*) [大陪審] によって、起訴され、スイスのヴォードにおいて犯されたとして、論告の中に記述され、そして事件は、オート・サバー (Haute-Savoie) 重罪裁判所 (*Cour d'assises*) において陪審によって審判に附された。彼は、裁判官轄権がないという理由でシャンベリー裁判所による拘留令状に対しては「彼はすればすることができたように」上訴しなかったが、しかし重罪裁判所においては、彼は外国人であつて外国において犯された行為について起訴されたという理由で、裁判所の権限に異議を唱えた。重罪裁判所は、シャンベリー法廷による拘留令状は有効であり、かつ抗議がなされなかったから、かような点は容認できないと判決した。フォナーグは、最高裁判所に上訴したが、最高裁判所は、重罪裁判所の決定を破棄した。

その判決は、次の引用節を含んでいる。(重罪裁判所は、検事局の拘留令状によって事件について拘留したとき、フランス法によって処罰しうるあらゆる行為に及んでる裁判官轄権を付与されており、かつそれ故に一般にそれらの権限についていかなる異議をも容認できないことを述べて後)、「しかしこの裁判官轄権は、……実際に刑罰権は領域の範囲を越えては及ばない主権から流れ出るものであること、合法的自衛の権利に基いて存在する規定、刑事訴訟手続についての法典七条に掲げられた場合を除いては、フランスの裁判所は、外国において外国人によって犯された行為を理由に外国人を裁判する権能を有しないこと、このことについてのそれら (フランスの法廷) の無権能は、絶対的かつ恒久的であること、それは沈黙によつても被告人の同意によつてもそのいずれによるも放棄され得ないこと、それは刑事訴訟手続のあらゆる段階において存在すること、という点から見ても、かような行為についての理由によつて、フランスの裁判所によつて裁判され得ないところの、外国人によつて領域外において犯された犯罪に、及ぼし得ない。」

フランスの「労働法」卷二の六三条は、一般的なフランスの慣例に對する小さいかつ重要でない除外例を有している。それは、劇場およびサーカスにおいて児童を使用することに關するフランスの法律によつて、その児童がフランス人であるときには、外国人によつて外国で犯された場合でさえも、罰しうる犯罪を犯した者を、フランスの裁判所によつて裁判しうるようにしている。

(14) リチャード・ブレーグ (Richard Braeg) (一八八〇年) の事件においては、コンスタンス (Constante) におけるドイツの裁判所はその犯罪がドイツ人でない人によつて外国の土地において犯されたことを理由に、ブレーグを無罪にした。それは、彼がドイツ人であつたという理由で、ライプチヒの最高裁判所によつて、辛うじて破棄された。(ムアア：摘要、二卷、§200)。

(15) リクトルメ (Riquelme) 第二卷、第三編第一章：ウールセー (Woolsey)、『國際法の研究入門 (Introduction to the Study of Int. Law) §76・フォーンイ (Fauchille) 國際法概論 (Traité du Droit Int.) 1 卷、§42 (36)。

(16) 一八七九年のブラッセル、一八八三年のミュンヘン；年鑑 一八八三—五、p. 131—6、刑事法の抵觸。

(17) 「その行為が訴因のある國家の社會生活への打撃を構成し、およびその安全を危くするときは、そしてそれがそれらの行なわれた領域の國の刑法によつて全く規定されていないものであるとしても、

その刑法に違反して、その領域外において、かつ外国人によつて、まさしく犯された行為を罰することは、すべての国が権利として有する。」ウェストレークは、この決議を、両會議において支持した。(81) ポール・フォーシィ：國際法概論 (Paul Fauchille: *Traité de Droit International*) (平野) § 442 (26)。ヴス・商事法 (Masse: *Droit Commercial*) 一卷 852f。

(19) カッチェンク事件において、Mマリスカルによつて提出された獨創的な論証は、實際は、この範圍に含まれる。彼は、フィリモア (Philimore) を引用した：「國家の政府は、その國への他國人の入國を禁ずることができ、かつそれ故に、他國人がその國に入國するのを許可されるべき諸條件を規定することができる」といふことは、國際法の承認された原則である。」(國際法、一卷、一三三頁)。彼は、更に続けた。「もし、それ故に、國家がその領域への外國人の入國についての條件を課する權利を有するならば、その條件の一つは、その國家の市民に対して、外國人が國外にいる間に犯したかもしれないその犯罪に対して、その國境を入境することによつて、まさに、その國の法律の下に責任を負わせられなければならないことであり得たであらう。」フィリモアが言及する條件 (Conditions) は、いづれの條件をも意味しない；もしそれが意味するとすれば、同じ論法によつて、強制的帰化もしくは軍隊勤務が、その國の立法によつて、條件となされ得るであらう。引き合ひに出された條件は、旅券規則、居留外人についての規定などである。

(20) *Openheim* 一卷、五八八頁參照。

(21) たとえば、*Oppenheim* 前掲二四〇頁；*フィリモア*、前掲、四五四頁；*ホール*、前掲 520、および *コスタ・リカ・パケット号の仲裁裁判事件* において *グレート・ブリテン* を代表して提出された論

「ベケット」外國人に対する刑事裁判權の行使」(飯田)

証、*ブリティッシュ・アンド・フォーリン・ステート・ペーパーズ*、八九卷、一一八五頁、を參照せよ。

(22) *コーク*：提要 (*Cole's Inst.* 238) 「ある日と場所における打撃および他の日と場所における死亡とを斷言する起訴狀は、それが謀殺または故殺が死亡の時と場所においてあつたと主張するのであればよいが、それが被告は打撃が与えられた場所と日に故人を殺しおよび謀殺したと主張するのであれば、間違っている」。セブン・ビショップ事件、12 State Trials 331：「ある場所にある人が他の場所で名譽毀損文書を流布するならば、その人は後者の場所において責任を問われるべきである。」*コムズ被告事件* (*R. v. Combs*) 1 Leach. Cr. Cases, 432：「岸辺から少し離れたところでボートに乗っている人が、岸辺にある人によつて射撃された場所、それは、打撃と死亡の両者が公海において發生したものと、裁決された。ヴェルタイム被告事件 (*R. v. Veltain*)」[未公表；*ラッセル*・犯罪論 (*Russell on Crimes*) 一卷五五頁、八版]：ある外國人が、ハンガリヤにある間に、ある代理人に対し脅迫を含んだ手紙を与えた、その人はその手紙をイギリスに宛ててロシアにおいて投函した、そして手紙はそこ (イギリス) で受けてとられた。彼は、一八六二年の窃盜罪條例 (*Larceny Act*) の四四條を適用して有罪を宣告された。オリファント被告事件 (*R. v. Oliphant*) [一九〇五] 2 K. B. 67。ニリス被告事件 (*R. v. Nilnis*) 53 L. J. M. C. 157。外國犯人の引渡が、ドイツに送られた手紙の中に不正の口実によつて入れた金銭を入手した人について、指令された。ケーズ (*Cave*)：「ある人が外國における犯罪を、そこに居つたこととさえないのに、犯した事件があり得ることは、明らかである。」

(一六五) 一六五

(23) ダヴィス被告事件 (U. S. v. Davis) [後掲一六六頁注三〇(原文では五)をみよ]; アダムス対ビーブル号事件, Constocks R. (N. Y.), 173^o, 9: ナクルーンその他被告事件 (Comm. v. Macdonald et al.) 101 Mass. 186^o. この最後の事件において、イギリス船の乗組員のうちの三人の者が、その乗組員のうちの一人の X を、公海にある間にその船がマサチューセッツのチエルシーの港に到着後間もなく彼の死亡をひき起すような方法によって、打ちかつ録をさせた。三人の犯人のうち二人は、イギリス臣民であった。彼らは、二人ともマサチューセッツの裁判所によって、その死亡がその州内で起るときはその故殺はそこで起ったものであるとの根拠に基いて制定法を適用して、有罪の宣告がなされた。判決は、タイラー対ビーブル事件 (Tyler v. People) 8 Mich. 320 (キヤムル裁判官は意見を異にした) において支持されたが、ニュー・ジャーシーにおいては支持されなかった。カーター被告事件 (The State v. Carter), 3 Dutcher 439^o. この判決は、客観的領域裁判権の原理を大へん度をすぎてもおそくは度をすぎしすぎて進めている。ムーア (Moore) (二五五頁に引用されたところにおいて) は、むしろその正確さを疑っているようにみえる。この事件において、行為がなされたときに、犯人と被害者の両者は、裁判管轄権の外にあった。どこで被害者が長く死亡に方をし、かつ死ぬ前である場所または他の場所をさまよったかは、犯罪が彼が死んだ場所で犯されたということを主張する主義について細かく区別をたてすぎるものであると思われる。イギリスの裁判所は、レウイス被告事件 (R. v. Lewis), 7 Cox C. C. 217—大へん類似した制定法 (9 Geo. IV, C. 31) の下ににおける正確に同方向の事件——において、明らかにこれを感じた。コレリック C. 判事は、「その項は、それが強打が加えられた場所においてそう認識できた

のでなければ、この国の裁判所において殺人犯を審理すべきものとすることとして解釈されるはならない。この事件における殺人犯は、もし犯人がイギリス臣民であるがその他のものではなかったならば、第7項によってそう審理すべきであったものであろう」と判決した。

(24) ポップルの事件 (Poult's case), ムーア、前掲書二二八頁、ペーヤード氏対ウォレス氏 (Mr. Bayard to Mr. Wallace), カッティンダ事件、ムーア、前掲書三二二頁、ペーヤード氏対ブラッド (Brad) 氏、を参照せよ。

(25) Hall: 国際法 (八版), § 10^o.

(26) Moore, 前掲書, § 202^o.

(27) フランスはこの主義を採用した。トラバール、国際刑法 (Treaties, Le Droit Penal International) 一巻、一三四頁。

(28) ホルムズ被告事件 (R. V. Holmes), 12 Cg. B. D. 23. H は、それによって彼が G を勧誘して、H がそこで現金化した二五〇ポンドの為替手形をノッティンガムに送らさせたところの不正の口実を内容とする。フランスにおける G にあてた書簡を、ノッティンガムにおいて書きかつ投函した。彼は有罪を宣告された。モースト被告事件, 7 Cg. B. D. 24^o.

(29) フランスはそうする; トラバール、一八四頁に引用された場所を参照せよ: 「もし、犯罪を構成する要素か、あるいは罰するに値いすることまたは罰を科することを左右する行為の、全部あるいは一部が、その領域内で実現されるものである以上、犯罪は、フランスの領域において犯されている」とみなされる。」

(30) ダヴィス被告事件 (U. S. v. Davis) [一八三三] Summer C. C. 42^o. おいて、被告、アメリカ船の船長は、甲板上に立って射撃し

て外国船上にある人を殺した。両船は、友好島国の領域内にあった。ストーリー裁判官は、アメリカの裁判所は裁判管轄権を有しなかつたと、判決した。犯罪は、射撃が結果を生じた法の支配するところにおいて犯された。被害者が市民であったか外国人であったかは、その場合には、如何なる差別もなされなかつた。

「ミューンにおける国際法協会は(一六四頁の註一六を参照)。

“Contre la strafe et credit de l'etat” (國家の安全および信用に対する) 犯罪の事件を除くほか、客観説を排斥する決議を採用し、かつもっぱら主観の見解を採用した。一条、「裁判管轄は……刑事法については、それは本国にまたはその有責行動の際に犯人を発見した国に帰属している」二条、「有罪とされるべき意思によって、その行動の結果を實現または實現するであろうところの領域内での本国の刑事裁判は、ただその結果があるというだけでは権限をもつものではない」三条一号をもまた参照せよ。この見解(忠誠説と同様の結果を生ずるところの)は(パーおよびプロッチャー両氏の報告書において明らかにされたように) 過失説(theory of culpability)すなわち、人は自国の法についてまたはその所在地の法について知識を有するが、しかしいづれの他国の法についてもそれを有しないと推定されていること——大へん学究的かつ實際からは遠いと思われる説——に基いている。

(31) 一九二〇年——四年の間に公刊された、六巻において。

(32) トラベール、前掲書、一〇頁

(33) 同書、七三頁

(34) オーストリア刑法典、三八条

(35) 刑法に関する論文(Treatise on Criminal Law)九版 一八八五年、§284

ベケット「外国人に対する刑事裁判権の行使」(飯田)

(36) フランスの法典は、偽造通貨がフランスにおいて流通されたときに限って裁判しうる犯罪としているにすぎない。

(37) 一般原則は、フランスの刑事訴訟法(Code d'instruction criminelle)の五条および七条に見出される。「國家の安全」(“strafe de l'etat”)の見出の下に含まれる犯罪は、刑法典の七六、七七、八三—五に規定されている。それらは、トラベール前掲書五一九頁に要約されており、かつ(次のものを)含めている。(a)フランスとの交戦に従事するよう外国当局を勧誘するための外国の当局との陰謀。(b)フランスの領土に敵の侵入を促進する方向に向けられた計画および陰謀、およびフランスの敵への援助。(c)フランスを宣戦にまたはフランス市民を報復にさらす行為。交戦国によっておよび戦争の法令に従ってなされ行為は、除外されているが、しかし(トラベールが指摘するように)、もしこれらが外国政府によって授与された、または国際法によって許容されている機能と関連されているならば、これらのカテゴリーのいづれかの範囲内で行為を除外する法典中、如何なる限界も見出し得ない。

(38) 現行のフランスの制度は、裁判権についてのこの根拠を採用しないし、かつこの理由のため、ドイツにおけるフランスの囚人に対する虐待に対してドイツ人を罰するようにされた努力の結果は、フランスの裁判所によって、正確には、トラベールが述べているように、否認されたことは、疑いのないところである。彼は、フランスの市民(それは彼らの国の業務に従事して外国にいるところの)の一定の階級に対する犯罪で、フランスの法廷により処罰しうるものを示す立法の採用を勧めてきたものであるけれども。(前掲書九七頁)。(39) Hall, International Law (国際法) [八版] §22 二六—二頁。(40) M. トラベールは、それは被害者が同国人であった場所ではない

(一六七) 一六七

と論じている(前掲書一一二頁)

(41) エリス被告事件「一八九九年」におけるライト裁判官(Wright J.)の判決、I.K.B. 230を見よ。

(42) M. トラベールは、この原理を受け入れない(前掲書三七頁)

(43) コスタ・リカ・パケット号仲裁裁判事件(The Costa Rica Packet-Arbitration) [British and Foreign State Papers 87卷 二頁および八九頁、一一八一頁以下]。イギリス臣民のカーペンターは、一八八八年一月二四日に、捕鯨巡航についてオーストラリア船の指揮をとつて、そのときオランダのペロエ島の北、島から三三マイル(仲裁判においてオランダにより異議を申入たが不成功となつた距離)において、ブラウ(Brau)〔現住民の小舟〕を見つけて、ブランディ、ジンおよび油の入つた若干の箱を取つていった。二月一八日に、その船は、オランダのバッチャン(Batjan)の港に入港した(オランダによって強く主張せられ、イギリスによって、カーペンターがそこで火酒を売つたと論ばくされた。一八九一年一月に、その船は、テルナテというオランダの港に入港した。カーペンターは上陸し、逮捕され、二日から二八日まで、ブラウ(Brau)の積荷を横領したという罪名で投獄された。彼は、マカツサルの行政長官の提議により、物品が取られた時に彼はポエロエから三マイル以上のところにあつたことを、証拠が示しているという根拠に基いて、裁判所への申請によつて釈放された。オランダは、仲裁審判者の面前で、ブラウと箱はオランダ臣民の財産であつたこと、およびオランダの裁判所は、(1)ブラウはオランダの船であつて犯罪はそこで犯されたという根拠に基いて、裁判管轄権を有したことを、抗争した。仲裁審判者セント・ペテルブルグのマルタン教授は、(Prof. de Martens)は、ブラウは、(2)犯罪が箱が売られた場所すなわちバッチャン

において犯されたに相違ないとは確認されなかつたと判決して、これを却下した。オランダ政府は、これは告訴の部分でなかつたし、かつオランダの裁判所の判決自体は、オランダ政府に対するものであつたという理由で、この点をとることを、禁反言で禁ぜられたこと、(3)訴訟手続は、オランダ法に従つて規則正しくとり行われ、かつ穩当にかつ正直に行動している裁判当局は、取調または審理の係属中の彼の拘禁を正当化するオランダの領海において犯された犯罪の十分な証拠があつたことを考慮したことが、判決された。マルタン教授は、彼の判定書において述べている(一一八五頁)「文書および調書のすべてが提示することは、カーペンター氏の拘留のための重要な理由の欠除を証明し、かつ彼が受けた損失に対する賠償についてこの人の権利を確認している」と。